

### 【重点分野－3】女性活躍推進法が定める一般事業主行動計画に関する 連合の取り組みについて（案）

#### I. 主旨

女性活躍推進法が定める「一般事業主行動計画」において、省令により「男女の賃金の差異」について、常用労働者数 301 人以上の事業主に把握・公表が義務化され、101 人以上 300 人以下には情報公表項目の選択項目としつつ把握を努力義務となることを受け、女性が活躍できる社会の実現に向け、構成組織・地方連合会・単組の取り組みを推進する。

#### II. 背景

- 連合は、女性活躍推進法の策定当初より、「男女の賃金の差異」について、事業主行動計画において必ず把握しなければならない「基礎項目」とすることを求め、以降も審議会等の場で繰り返し発言を行ってきた。
- 芳野会長も「男女共同参画会議」や「新しい資本主義実現会議」で男女間賃金格差の是正について、継続して発言してきた。
- 本年 1 月、施政方針演説において岸田総理が「男女間賃金格差の情報公表」について言及したことを受け、労働政策審議会雇用環境・均等分科会で女性活躍推進法省令改正を審議した。
- 「男女の賃金の差異」の把握・公表を義務づける女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等の改正に関する省令は、2022 年 7 月 8 日に公布・施行された（別紙）。
- 連合は、「政策・制度 要求と提言」において、企業内の女性活躍に関するデータの現状把握、分析および「男女の賃金の差異」の把握と情報開示についてはすべての事業主の義務とすることを求めている。
- この間、春季生活闘争方針においては、「男女の賃金の差異」の把握・分析が男女間賃金格差是正にあたって重要であることを踏まえ、男女別の賃金実態の把握・分析と、問題点の改善による格差是正に向けた取り組みを進めている。

#### III. 取り組み内容

##### 1. 連合本部

- (1) 前回の法改正時に策定した「改正女性活躍推進法にもとづく『事業主行動計画』策定等についての取り組みガイドライン（総合改訂版）」（2020.1）を改定し、改正内容の周知をはかる。
- (2) 連合本部が主催する関係会議等を通じて、改正内容の学習機会を提供する。

##### 2. 構成組織

- (1) 加盟組合に対し、学習会等の開催により改正内容の周知をはかる。
- (2) 法で定める状況把握・情報公表について労使協議を行い、行動計画の策定にあたっては、労使で P D C A サイクルの取り組みが行えるよう、加盟組合の取り組

みを支援する。

(3) 加盟組合において、男女の賃金の差異の把握や分析をはじめ、女性が活躍できる環境整備や意識啓発などの実質的な取り組みが進められるように支援する。

### 3. 地方連合会

(1) 女性が活躍できる社会の実現に向け学習会等を開催するなど、改正内容の周知・啓発に取り組む。

(2) 都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）への要請行動・意見交換等の通年の取り組みを通じて、周知・啓発と支援強化等を求める。

以 上